

一般社団法人延岡市体育協会 **みやざき県民総合スポーツ祭補助金交付要項**

1 目 的

定款第4条第1項第5号に基づき、みやざき県民スポーツ祭の参加を支援する。

2 補助対象

(1) 宮崎県民総合スポーツ祭の出場団体(チーム)

3 補助対象経費 ※領収書の宛名はチーム名とする。

上記大会の出場経費を対象とする。(毎年度定めた旅費支給基準に基づく)

(1) 交通費 選手・役員等の公共交通機関運賃。

(2) 宿泊費 宿泊を必要とする場合のみ、一泊4,500円を上限とする。

(3) 栄養費 出場する監督・コーチ・選手に対し、1日500円を支給する。

(4) その他 競技大会要項に記載されている大会参加料  
(現在、バスケットボール、クレール射撃、ボーリング、サーフィン競技)

4 事務手続き

**補助金の内示** 本会から関係団体へ補助金等を内示する

**補助金申請** 関係団体は本会へ補助金を申請する。

**補助金交付** 本会から関係団体に交付決定を通知する。  
同時に本会から加盟団体に補助金を交付する。

**大会出場**

**事業実績報告** 加盟団体は事業終了後30日以内に本会へ報告する。

**確定通知** 本会から加盟団体へ額の確定通知を行う。

**精 算**

5 補助金は別に定める「補助金の執行に関する取扱い」に基づき適正に執行しなければならない。

6 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。